

## 長久手市NPO法人設立支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市NPO法人設立支援補助金(以下「補助金」という。)は、市民主体のまちづくりを目指し、次世代のまちづくりを担う新たなNPO法人が、地域で継続して活動ができるように、NPO法人の設立及び運営基盤整備に係る経費について、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を有し、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体
- (2) 次のいずれかに該当する団体
  - ア 補助金の交付申請を行う年度(以下「申請年度」という。)の前2年度から申請年度までの間にNPO法人設立の認証を取得した団体
  - イ 申請年度にNPO法人の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出した団体に限る。)
- (3) 長久手市の他の補助金及び助成金を受けていない団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でない団体
- (5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が社員又は役員となっていない団体
- (6) 社員又は役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体がNPO法人を設立し、運営基盤を整備するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) NPO法人を設立するための手続に必要な経費
- (2) 事務所又は活動拠点の使用料及び賃借料（共益費及び消費税を含む。）
- (3) 事務所又は活動拠点の環境整備に必要な経費
- (4) 事務所又は活動拠点の光熱水費及び通信運搬費
- (5) NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費、消耗品費及び事務委託費
- (6) NPO法人の周知のために必要な印刷製本費及び委託費
- (7) NPO法人の運営についての学習及び研修に必要な経費

2 前項の規定にかかわらず、収益事業に係る経費は、補助対象経費としない。  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以下とし、1申請につき15万円を上限とする。

2 前項において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付申請は、1団体につき2回（連続する年度で申請する場合に限る。）までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、長久手市NPO法人設立支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書（様式第1-2号）
- (2) 交付申請内訳書（対象経費）（様式第1-3号）
- (3) 所轄庁に提出した設立認証取得申請書の写し（NPO法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し）
- (4) 定款
- (5) 役員名簿
- (6) 設立趣旨書

(7) 申請年度の事業計画書及び活動予算書

(8) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否及び補助金の額について審査するものとする。

2 前項の審査は、NPO法人設立支援補助金審査会（以下「審査会」という。）が別に定めるNPO法人設立支援補助金審査要領に基づき行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、審査会の審査結果を受けて交付の可否を決定し、長久手市NPO法人設立支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、その内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市NPO法人設立支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、承認の可否を決定し、長久手市NPO法人設立支援補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の承認をする場合において、条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助団体が規則及び第8条による条件に違反したとき、不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき又は第3条の要件に該当しない団体であることが判明したときは、交付決定を取り消すものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長が特に必要と認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付することができる補助金の額は、交付決定額の2分の1以下の額とする。補助団体が、補助金を概算払により受けようとするときは、長久手市NPO法人設立支援補助金概算払請求書（様

式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第12条 補助金の概算払を受けた補助団体は、次条の規定による実績報告をする際、長久手市NPO法人設立支援補助金概算払精算書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 確定した補助金の額が、概算払を受けた額に満たない場合、その差額について速やかに返還をしなければならない。

(実績報告)

第13条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた年度の3月末日までに、長久手市NPO法人設立支援補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は補助金申請の初年度に限り、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第6条の申請書に当該書類を添付したときは、この限りでない。

(1) 活動実績及び効果(様式第7-2号)

(2) 補助金実績内訳書(対象経費)(様式第7-3号)

(3) 所轄庁へ提出した設立登記完了届出書の写し(NPO法人設立後に申請したときは、登記事項証明書の写し)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の額を確定し、長久手市NPO法人設立支援補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた補助団体が、補助金の交付を請求しようとするときは、長久手市NPO法人設立支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第16条 補助団体は、公開の場において、NPO法人設立に向けた活動内容等を発表しなければならない。

2 市長は、この要綱の規定に基づき設立したNPO法人の名称、事業内容、補助金の額等を公表するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和14年3月31日限り、その効力を失う。